

# 改正高年齢者雇用安定法 対応セミナー・個別相談会

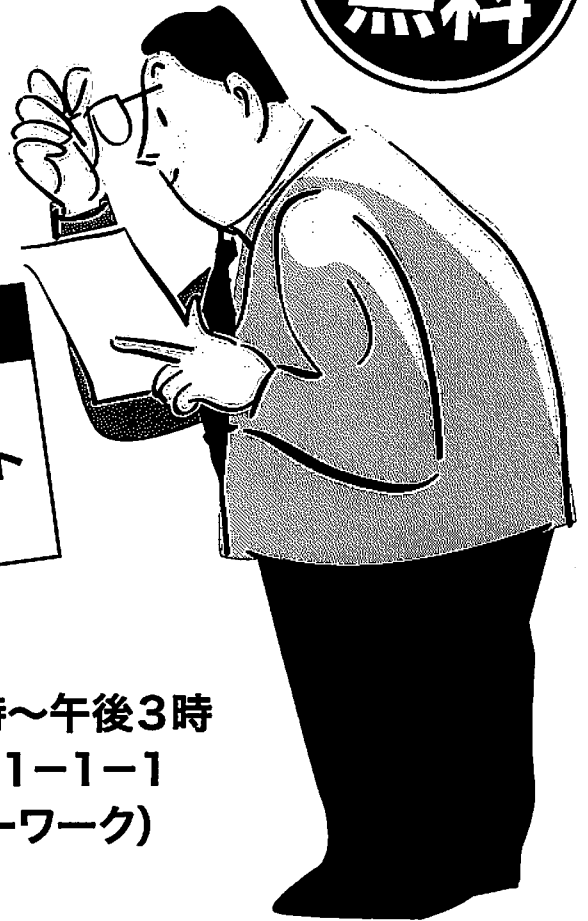
新ルールがスタートしました。  
あなたの会社は大丈夫ですか？

受講  
無料

急激な高齢化の進行に伴い、高年齢者が少なくとも  
も年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き  
続けられる環境の整備を目的として、改正高年齢者雇  
用安定法が平成25年4月1日より施行されました。

本セミナーでは今回の法改正の再確認と企業側  
における対応などについて説明いたします。

またセミナー終了後は、個別相談会を開催します  
のでぜひご利用ください。



## セミナーの内容

- ① 高年齢者雇用安定法とは
- ② 今回の改正内容のポイント
- ③ 助成金の活用

日時:平成25年5月22日(水) 午後2時～午後3時

会場:大田原商工会議所 大田原市山の手1-1-1

講師:大田原公共職業安定所(大田原ハローワーク)

雇用指導官

定員:20名

共催:大田原商工会議所/大田原中小企業相談所/大田原地区雇用協会

■お申込み・お問い合わせは

大田原商工会議所 指導課 TEL:0287-22-2273 FAX:0287-22-7643

改正高年齢者雇用安定法対策セミナー・個別相談会 申込書

平成25年 月 日申込

※ FAXの場合は、切らずにこのまま送信して下さい。

事業所名		TEL	( )
		FAX	( )
所在地	〒		
参加者名		参加者名	
個別相談	【相談内容】 希望します ・ 希望しません		

※ご記入いただいた個人情報は本セミナー開催に必要な範囲で使用し、本来の目的以外には使用いたしません

